

○水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例

令和2年3月30日

水戸市条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置及び衛生等の措置の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(配置の基準)

第3条 法第2条第3項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、主として地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用される公衆浴場（以下「普通公衆浴場」という。）を設置しようとする場合において、規則で定めるときを除き、既設の普通公衆浴場との直線距離が300メートル以上であることとする。

（令7条例20・一部改正）

(普通公衆浴場の措置基準)

第4条 普通公衆浴場に係る法第3条第2項の換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準（以下「措置基準」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入浴施設（脱衣室及び浴室をいう。以下同じ。）は、娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等の付帯施設と明確に区画すること。
- (2) 入浴施設は、男女に区別し、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。
- (3) 入浴施設には、換気を図るため直接外気に面した開閉のできる窓を設けること。ただし、これに代わる適当な換気装置があるときは、この限りでない。
- (4) 入浴施設の採光又は照明は、床面において、照度50ルクス以上とすること。
- (5) 下足場、廊下、便所その他入浴者が直接利用する場所（入浴施設を除く。）の採光又は照明は、床面において照度20ルクス以上とすること。
- (6) 衣類、下足その他携帯品を安全に保管できる設備を浴場内に相当数設けること。
- (7) 脱衣室には、紙くず入れを備えること。
- (8) 脱衣室に洗濯機、乾燥機、自動販売機等を設置する場合は、脱衣室の機能に支障を来さないようにすること。
- (9) 脱衣室は、次に掲げる構造とすること。
  - ア 各脱衣室の床面積（洗濯機、乾燥機、自動販売機等を設置する部分の面積を除く。）は、13.2平方メートル以上とすること。
  - イ 床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。

(10) 浴室は、次に掲げる構造とすること。

ア 各洗い場の床面積は、13.2平方メートル以上とすること。

イ 床面は、コンクリートその他の不浸透性材料を用い、適当な勾配をつけ、汚水を停滞させないこと。

ウ 側壁は、床面から1メートル以上の高さまでコンクリートその他の不浸透性材料を用いて造ること。

エ 浴槽は、次に掲げる構造とすること。

(ア) 床面積は、浴室ごとに3平方メートル以上とすること。この場合において、一の浴室に2以上の浴槽を設けるときの主たる浴槽については、2平方メートル以上とすること。

(イ) 縁の高さは、洗い場の床面から0.15メートル以上とすること。ただし、洗い場で使用した湯水及び浴槽からあふれた湯水が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合は、この限りでない。

(ウ) 内側に階段を設けること。ただし、浴槽が浅く、階段を設けることを要しない場合は、この限りでない。

(11) 洗い場には、上がり湯用水栓及び湯栓を相当数備えること。

(12) 浴室には、洗い桶及び1人用の腰掛を相当数備えること。

(13) シャワー及び打たせ湯は、浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を使用する構造でないと。

(14) ロ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、当該ロ過器は、洗浄がしやすい構造とするとともに、当該ロ過器への毛髪等の混入を防ぐため集毛器を設けること。

(15) 浴槽からあふれた湯水を一時的に貯留する槽（第6条第8号において「回収槽」という。）を設ける場合は、洗浄がしやすい構造とすること。

(16) 停電その他非常の場合に使用するため、予備灯を備えておくこと。

(17) 排水溝及び污水溜は、コンクリートその他の不浸透性材料をもって構築し、かつ、隨時清掃できるものとすること。

(18) 便所は、男女に区別して適当な場所に設置するものとし、流水式の手洗い設備を設けること。

(19) 階上に浴室を設ける場合は、その階下は鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はレンガ造とすること。

(20) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、次に掲げるとおりとすること。

ア サウナ室は、次に掲げる構造とすること。

(ア) 男女に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。

(イ) 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。

(ウ) 床面は、適当な勾配をつけ、隙間がなく、清掃を容易に行うことができる構造であること。

(エ) 蒸気又は熱気の放出設備は、直接身体に触れないものとすること。

(オ) 室内の換気を適切に行うことができるものであること。

- (カ) 適温を保つため、温度調節設備を備えること。
- (キ) 室内には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えること。
- (ク) 室内を容易に見通すことができる窓を適当な場所に設けること。  
イ サウナ設備は、ア(エ)及び(カ)に準じた構造とすること。

(21) 屋外に浴槽を設ける場合は、次に掲げるとおりとすること。

- ア 男女に区別し、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。
- イ 第10号イ、ウ並びにエ(イ)及び(ウ)に準じた構造とすること。
- ウ 屋外には、洗い場を設けないこと。
- エ 浴槽に付帯する通路等は、脱衣室又は浴室から直接出入りできる構造であること。

(普通公衆浴場以外の公衆浴場の措置基準)

第5条 普通公衆浴場以外の公衆浴場に係る措置基準は、次の各号に掲げる公衆浴場の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する公衆浴場 次に定めるとおりとする。
  - ア 前条第2号から第5号まで、第7号、第9号イ、第10号イ及びウ、第16号から第19号まで並びに第20号イに規定する基準によること。
  - イ 個室の床面積は6.6平方メートル以上とし、個室の数は6室以上とすること。
  - ウ 個室への出入口は中央に設け、幅0.7メートル以上かつ高さ1.7メートル以上とし、扉等を設けるときは、鍵を付けず、かつ、室内全部を見通すことができる大きさのガラス窓を付けること。
  - エ 個室内は、当該個室の出入口から見通すことができる構造とし、遮蔽物等を設けないこと。
  - オ 個室内には、適當な広さを有する脱衣室及び入浴者の衣類その他携帯品を収納するための格納設備を設けること。
  - カ 個室内には、使用の度に浴湯を取り替えることのできる浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに上がり湯用水栓及び湯栓を備えること。
  - キ 全個室内の照明用電灯は、個室外に設けられた1つのスイッチで同時に点滅できるようにすること。
  - ク 個室内には、マッサージ台を除き、直接入浴に必要のないものを置かないこと。
  - ケ 個室への通路は、共用のものとすること。
  - コ 入浴者の休憩室、待合室等を設ける場合は、適當な広さを有し、共用の、かつ、開放的なものとし、ついたて等により仕切りを設けないこと。
  - サ 貸しタオル、貸し下着類等の保管設備は、個室以外の適當な場所に設けること。
  - シ 従業員の休憩室は共用のものとし、適當な広さのものを1室設けること。
  - ス 浴場と住居は明確に区画し、それぞれに独立して出入口を設けること。

(2) 温湯、潮湯又は温泉を使用して、妊婦、付添人を必要とする老人等を入浴させる公衆浴場であつて、貸切りの独立した部屋で入浴させる設備を有するもの 次に定めるとおりとする。

ア 前条各号（第2号、第8号、第9号ア、第10号ア及びエ、第20号並びに第21号を除く。）に規定する基準によること。

イ 浴室、浴槽及び脱衣室の床面積は、適當な広さを有すること。

(3) 前2号に掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 次に定めるとおりとする。

ア 前条各号（第9号ア並びに第10号ア及びエ（ア）を除く。）並びに第1号コ、シ及びスに規定する基準によること。

イ 脱衣室の床面積は、9.9平方メートル以上とすること。

ウ 浴室（サウナ室及びサウナ設備の設置場所を除く。）の床面積は、9.9平方メートル以上とすること。

エ 浴槽の床面積は、2.5平方メートル以上とすること。

オ 浴室内にサウナ設備を設ける場合は、一の浴室につき5個以上とすること。

カ 貸しタオル、貸し下着類等の保管設備を適當な場所に設けること。

(共通の措置基準)

第6条 前2条に定めるもののほか、公衆浴場に係る措置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、前条第1号に規定する公衆浴場については、第3号（イを除く。）、第5号から第8号まで、第16号及び第17号の規定は、適用しない。

(1) 公衆浴場の内外は毎日清掃し、清潔を保持するほか、適宜消毒及びねずみ、衛生害虫等の駆除を行うこと。

(2) 浴室で使用する湯水は、清浄なものを十分供給すること。

(3) 浴槽水は、次に定めるところにより管理すること。

ア 塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。

イ 浴槽水を毎日（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1週間に1回以上）完全に入れ替えること。

ウ 次に掲げる基準に適合するよう水質を管理すること。ただし、薬湯、温泉等を使用するため（ア）及び（イ）によることが困難な場合であつて市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（ア）濁度は、5度以下であること。

（イ）全有機炭素の量が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

（ウ）大腸菌は、1ミリリットルにつき1個以下であること。

（エ）レジオネラ属菌が検出されないこと。

エ ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1年に1回以上、ウの基準に係る検査（オにおいて「検査」という。）を行い、その結果を当該検査の日から3年間保管すること。

オ 検査の結果レジオネラ属菌が検出されたときは、その旨を市長に報告すること。

(4) 浴槽水をシャワー又は打たせ湯に使用しないこと。

(5) 使用時の浴槽には、浴槽水を満たしておくこと。

(6) 浴槽内を毎日（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1週間に1回以上）洗浄すること。

(7) ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、当該ろ過器及びこれに付帯する設備について、次に定めるところにより管理すること。

ア ろ過器及び浴槽とろ過器との間で浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上、塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。

イ 集毛器は、適切に維持管理を行うこと。

ウ 循環した浴槽水を浴槽内へ供給するための供給口が浴槽の水面より上部に設けられている場合は、入浴者の誤飲を防ぐため、供給口の周辺に飲用に適さない旨の表示をすること。

(8) 回収槽を設けた場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、定期的に回収槽の内壁の洗浄をし、かつ、回収槽内の湯水について塩素消毒その他適切な消毒を行う場合は、この限りでない。

(9) 入浴者にかみそりを貸与する場合は、新しいものとすること。

(10) 入浴者にタオル、くし、ヘアブラシ等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとすること。

(11) 法第4条ただし書の規定による許可を受けた公衆浴場にあっては、温泉に含まれる物質又は薬湯に使用する医薬品の名称、成分、用法、用量及び効能を入浴者の見やすい場所に掲示すること。

(12) 浴室、脱衣室その他入浴者の利用する場所に、風紀を乱すおそれのある文書、図画、写真、広告物、図書、装飾設備等を掲げ、置き、又は設けないこと。

(13) 入浴料金、営業時間並びに衛生及び風紀を保持するために入浴者の遵守すべき事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。

(14) 従業員には、業務従事中常に清潔な衣服を着用させること。

(15) 従業員には、業務従事中風紀を乱し、又は乱すおそれのある行為をさせないこと。

(16) 7歳以上の男女は、混浴させないこと。

(17) 入浴施設の自主的な衛生管理を行うため、従業員のうちから衛生管理に関する責任者を定めること。

（令3条例48・令7条例20・一部改正）

（衛生等の基準の特例）

第7条 市長は、土地の状況その他特別な理由により、やむを得ないと認めるときは、衛生及び風紀上支障がないと認める限度において、第4条及び第5条に掲げる措置の基準を緩和することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年10月1日において法第2条第1項の許可を受けて公衆浴場を経営していた者が当該許可に係る営業の用に供している施設の構造設備であって、第4条第13号から第15号までに掲げる基準（第5条第2号ア及び同条第3号アにおいて適用される場合を含む。）に適合しないもの（同日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改築、増築その他の行為による当該構造設備の変更（以下「改築等」という。）を行っていないものに限る。）については、施行日以後改築等が行われるまでの間は、当該基準は、適用しない。

(水戸市下水道条例の一部改正)

3 水戸市下水道条例（昭和48年水戸市条例第60号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(水戸市建築基準条例の一部改正)

4 水戸市建築基準条例（平成12年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則（令和3年6月25日条例第48号）

この条例中第6条第3号ウ（イ）の改正規定は公布の日から、同条第16号の改正規定は令和3年7月1日から施行する。

付 則（令和7年3月21日条例第20号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。